

十勝中部広域水道企業団告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 2 年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第 2 号）を公表する。

令和 2 年 11 月 27 日

十勝中部広域水道企業団
企業長 米沢 則寿

令和2年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

令和2年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為を次のとおり設定する。

（新規）

事 項	期 間	限度額
用水供給施設運転管理委託業務	令和2年度から令和7年度まで	千円 792,900

令和2年11月27日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿

（説明）

債務負担行為として新規に用水供給施設運転管理委託業務を設定するものである。

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

議決年月日	事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 支 出 予 定 額	左の財源内訳	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左の財源内訳
			期 間	金 額	金 額	用 水 供 給 料 金	期 間	金 額	用 水 供 給 料 金
令2.11.	用水供給施設 運転管理委託業務	792,900					令3~7 5	792,900	792,900